

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

- ★ 「運転経歴証明書交付済シール」を取得すれば、お持ちのマイナンバーカードを便利に活用できます！！
- ★ シールをマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書本体がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できます。**

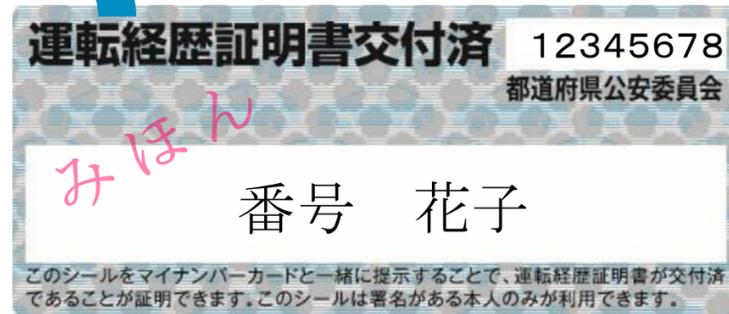
シールの使い方

- 1 シールの署名欄に、油性ペンで、運転経歴証明書に記載されている**氏名を記入**してください。
- 2 お持ちの**マイナンバーカードケースの裏面に貼って**、マイナンバーカードと一緒に携帯してください。
※ 運転経歴証明書やマイナンバーカードには貼らないでください。
- 3 バスやタクシーの割引等、サービスの提供を受けようとする際に、**マイナンバーカードと一緒に提示**してください。

<マイナンバーカードケース（裏面）のシールを貼る箇所>



ケースのマス目が3列であれば、1列目以上の黄色部分に、2列であれば、マス目より上の黄色部分に貼ります。



注意事項

- シールは、署名がある本人のみが利用できます。
- シールは、貼り付けた後、はがすと再使用できない構造になっています。マイナンバーカードケースに貼る際にはご注意ください。
- シールをなくしたり、破れたり又は見分けがつかなくなったときは、再交付を受けることができます。再交付を受けたい方は、シールの交付窓口にご相談ください。

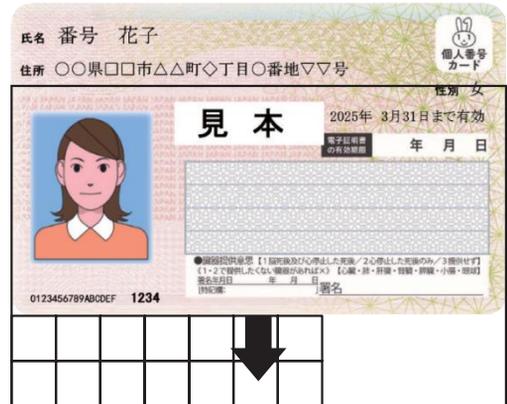
「運転経歴証明書交付済シール」の貼付方法について

1.

マイナンバーカードをカードケースに入れます。

【注意】

マイナンバーカードに直接貼らないこと

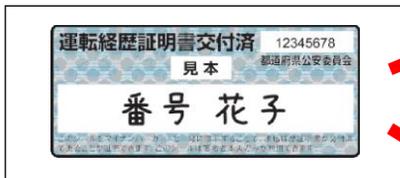


2.

運転経歴証明書交付済シールに署名します。

【注意】

油性ペンを使用すること



マス目が2列の場合
マス目より上に貼る

3.

カードケース裏面の右図破線部分へ貼り付けます。

【注意】

シールの接着面に触らないこと。ケースのホコリや油分、手垢などの汚れを拭き取ってから貼付すること



マス目が3列の場合
2列目より上に貼る

一度貼ると、剥がせません。

貼り位置がずれないようにご注意ください。

4.

貼付後、シールを上からしっかりと押して圧着してください。



マス目が3列の場合
2列目より上に貼る

運転経歴証明書の保有者の方に
サービスをご提供されている事業者の皆様へ

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

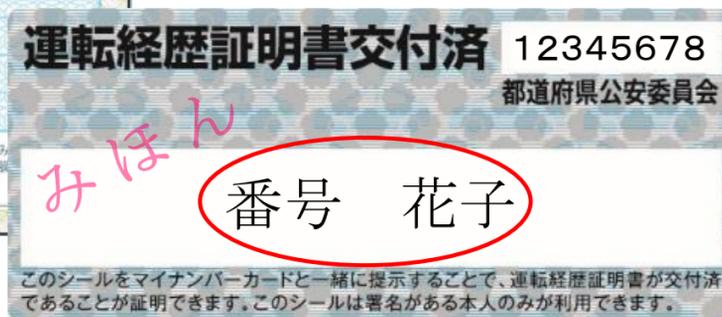
- ★ 運転経歴証明書の保有者の方は、「**運転経歴証明書交付済シール**」をマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書本体がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できる**ようになりました。
- ★ バスやタクシーに乗車する際などに、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示した方**については、運転経歴証明書を提示しなくても、**割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。**

シールの見方

- 1 シールには、保有者の方の氏名が記入されています。
- 2 シールの保有者の方が、割引等のサービスを受けようとする際、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示します。**
シールは、マイナンバーカードケースの裏面に貼付されています。
- 3 **シールの氏名とマイナンバーカードの氏名が同一であることをご確認**のうえ、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。



マイナンバーカード



シールはマイナンバーカードと一緒に提示されます

シールを活用したマイナンバーカードの普及促進にご協力下さい！

お問合せ先：運転免許センター（電話番号：082-228-0110）